

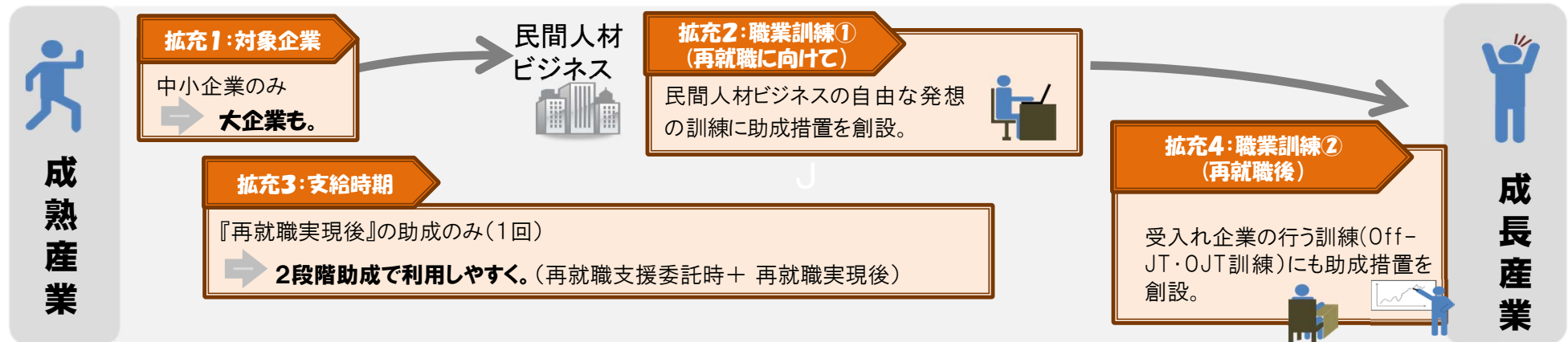
**「日本再興戦略」の着実な実施について  
(雇用・人材関係)**

**平成25年9月18日  
厚生労働省**

# 行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）

## ①労働移動支援助成金の抜本的拡充等

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用調整助成金から労働移動支援助成金に大胆に資金をシフトさせることにより、2015年度までに予算規模を逆転させる。 （拡充内容）             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 対象企業を中小企業だけでなく大企業に拡大する。</li> <li>- 送り出し企業が民間人材ビジネスの訓練を活用した場合の助成措置を創設する。</li> <li>- 支給時期を支援委託時と再就職実現時の2段階にする。</li> <li>- 受入れ企業の行う訓練（OJTを含む）への助成措置を創設する。</li> </ul> </li> </ul>
実行状況 ・今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2015年度までに予算規模を逆転させることを念頭に、平成26年度（2014年度）予算案について以下の通り概算要求。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働移動支援助成金：301億円（平成25年度予算：1.9億円）</li> <li>- 雇用調整助成金：545億円（平成25年度予算：1,175億円）</li> </ul> </li> <li>○ 平成25年度内に労働政策審議会で雇用保険法施行規則改正の諮問・答申を行う予定。</li> </ul>



## ②若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し

概要	○ 若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、社会人の学び直しを促進するための雇用保険制度の見直しについて労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。
実行状況 ・今後のスケジュール	○ 5月23日より労働政策審議会において議論を開始し、議論の結果を踏まえ、2014年通常国会に改正法案の提出を目指す。

## 民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

### ①ハローワークの求人・求職情報の開放

概要	(求人情報) ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中できるだけ早期に提供を開始する。 (求職情報) ハローワークの保有する求職情報の開放について、求職者や民間人材ビジネスに対するニーズ調査を実施し、本年末を目途に結論を得る。
実行状況 ・今後のスケジュール	(求人情報) 施策に必要な予算を概算要求。来年の夏から秋頃に情報提供を開始できるよう措置する。 (求職情報) 10月末を目途にニーズ調査を実施、年末目途にニーズ調査の結果を踏まえ、検討、結論。

### ②トライアル雇用奨励金等の改革・拡充

概要	○ トライアル雇用奨励金等の雇入れ助成金について、ハローワークの紹介に加え、民間人材ビジネスや出身大学等の紹介により雇い入れる事業者にも支給する。 ○ トライアル雇用奨励金について、従来主な対象とされていたニート・フリーターに加えて、学卒未就職者、育児等でキャリアブランクがある人等、トライアル雇用を受けなければ正社員就職が難しいと認められる者にも対象を拡大する。 ※概算要求に反映させ、来年度から実施。
実行状況 ・今後のスケジュール	○ 主にニート・フリーター等を対象としたトライアル雇用奨励金については、スケジュールを前倒し、年内に支給要件の見直し及び労働政策審議会での雇用保険法施行規則改正の諮問・答申を行う予定。 ※実施時期を「来年度」から「年内」に前倒し。

### ③民間人材ビジネスの更なる活用

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の業務に民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行えるよう、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① フリーター等のきめ細かいカウンセリングが必要な人に対するキャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等（2012年度の全国のハローワークでのジョブ・カード交付件数約2.1万件）</li> <li>② 学卒未就職者等について、紹介予定派遣（※）を活用した正社員就職支援</li> <li>③ 育児・介護等で仕事の現場を離れていた人に対する研修と職業紹介の一体的実施</li> </ul> </li> </ul> <p>※紹介予定派遣とは、一定の派遣期間を経過した後に、派遣先への職業紹介を予定して行われる労働者派遣のことをいう。</p>
実行状況・今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施策に必要な予算を平成26年度（2014年度）予算案で以下のとおり概算要求。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業（仮称）：4.8億円</li> <li>② 「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業：26億円</li> <li>③ 「研修・職業紹介一体型再就職応援」事業：2.8億円</li> </ul> </li> </ul>

## 多様な働き方の実現

### ①労働時間法制の見直し

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急の実態調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始し、1年を目途に結論を得る。</li> </ul>
実行状況・今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6月までに時間外・休日労働等の実態把握調査を実施。集計・分析結果等を踏まえ、9月27日から労働政策審議会で検討。             <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;検討内容&gt;</li> <li>○ 中小企業に適用猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率について（※）</li> <li>○ 企画業務型裁量労働制の在り方</li> <li>○ フレックスタイム制の在り方</li> <li>○ その他、労働時間法制に関する問題</li> </ul> </li> </ul> <p>（※）中小企業に適用が猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率（50%以上）について、平成20年労働基準法改正法（平成22年4月1日施行）に定める3年後見直し検討の時期が到来。</p>

## ②労働者派遣制度の見直し

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録型派遣・製造業務派遣の在り方、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度の在り方等に関して有識者による検討を進め、本年8月末までを目途に取りまとめる。さらに、労働政策審議会で議論を行った上で、早期に必要な法制上の措置を講ずる。</li> </ul>
実行状況 ・今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月20日に、学識経験者からなる「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」の報告書を取りまとめ、公表。</li> <li>○ 8月30日より、労働政策審議会労働力需給制度部会において議論を開始。</li> <li>○ 年内に結論を得た上で、2014年通常国会以降に必要な法制上の措置を行う予定。</li> </ul> <p>＜主な論点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)登録型派遣・製造業務派遣の在り方について、(2)特定労働者派遣事業の在り方について</li> <li>(3)派遣期間制限の在り方について</li> <li>(4)派遣先の責任（団体交渉応諾義務）の在り方について</li> <li>(5)派遣労働者の待遇について、(6)派遣労働者のキャリアアップ措置について 等</li> </ul>

## ③「多元的で安心できる働き方」の導入促進

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収集、周知・啓発を行うとともに、有識者懇談会を今年度中に立ち上げ、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について来年度中のできるだけ早期に取りまとめ、速やかに周知を図る。これらの取組により企業での試行的な導入を促進する。</li> </ul>
実行状況 ・今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「多様な正社員」のモデルとなる成功事例の収集</li> <li>○ 有識者懇談会の立ち上げを前倒し、9月10日より、多様な正社員に関する雇用管理上の留意点の議論を開始。</li> </ul> <p>＜検討項目(例)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)制度導入のプロセス、(2)労働契約の締結・変更時の労働条件明示の在り方</li> <li>(3)労働条件の在り方、いわゆる正社員との均衡の在り方</li> <li>(4)相互転換制度を含むキャリアパス、(5)その他雇用管理に関する事項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>➡ ○26年度夏～秋：懇談会として「多様な正社員」の雇用管理上の留意点とりまとめ</li> <li>➡ ○26年度中：モデルとなる成功事例と上記の留意点を周知</li> </ul>

#### ④研究者等への労働契約法をめぐる課題に関する検討

概要	○ 研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理の在り方など労働契約法をめぐる課題について関係省が連携して直ちに検討を開始する。
実行状況・今後のスケジュール	○ 可能な限り早急に結論を得るべく、厚生労働省と文部科学省において検討中。

### 女性の活躍推進

#### ①緊急プロジェクト（本年度・来年度）

概要	○ 「待機児童解消加速化プラン」の実施期間のうち、本年度・来年度を「緊急集中取組期間」と位置付け、5本の柱からなる支援パッケージにより、意欲のある地方自治体を強力に支援する。
実行状況・今後のスケジュール	○ 第一次集計8月8日に待機児童解消加速化プランの参加自治体について、351市区町村(指定都市20市(全ての指定都市), 特別区 23区(全ての特別区), 市町村 308市町村)の取組を採択し、公表。 ○ 6月28日に小規模保育事業について子ども・子育て会議基準検討部会での検討を開始し、8月29日に概ねの基準案を取りまとめ。 ○ 平成26年度(2014年度)予算案で以下のとおり概算要求。 - 保育所運営費：4,544億円 - 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金：58億円 ※ 保育所の施設整備費や小規模保育事業等の事業については予算編成過程で検討 ※ 27年度当初までに20万人分の確保を実現するためには、万全の支援を行うことを国として早期に明確に示すことにより地方自治体の取組を加速化する必要

#### ②屋外階段設置要件の見直し

概要	○ 国の助成要件を地方自治体の条例に合わせる見直しを直ちに行う。また、国が定める認可保育所の設置基準について、今年度中に検討し、結論を得る。
実行状況・今後のスケジュール	○ 7月1日に事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の改正支給要領施行(事業所内保育施設を4階以上に設置する場合の避難用屋外階段設置要件を地方自治体の認可保育所の設置基準条例に合わせる見直し) ○ 屋外階段設置要件の見直しについて、専門家を含め検討を開始し、年内目途に議論を取りまとめる予定。